

富原小学校いじめ防止基本方針

釧路町立富原小学校

1. 趣旨及び基本方針

【趣旨】

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」には、学校に関する条文として4つの観点を受けて、学校では、実態に合わせた「学校いじめ防止基本方針」を作成することになりました。

1つめは、『総則・基本方針』として「定義」「責務」「基本方針」

2つめは、『学校(設置者)が講ずる基本施策』として「早期発見」「人材確保・資質向上」「ネット対策」

3つめは、『いじめ防止の措置』として「組織」「具体的措置」「校長及び教員による懲戒」

4つめは、『重大事態への対処』として「学校(設置者)による対処」「地方公共団体の長等への報告」

【定義】

関係性は、「弱者へ」「一方的」から「一定の」と曖昧になり、虐め行為については、「身体的・心理的」から「心理的・物理的」と「殴るける」という暴力行為は、判断基準から外された。また、「継続」がなくなることで一度の出来事も該当になり、「相手が深刻な苦痛」から「精神的な苦痛を感じている」と加害者側からの表現から被害者側からの表現に変わった。いじめ判断のハードルが極端に低くなった。(平成18年改訂)

【責務】

いじめだと思われたら「連携(学校内外)」「適切」「迅速」に対処する責務を負う。

【基本方針】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

2. 基本的施策

富原小学校の施策として、『早期発見』『指導・支援』『予防・開発』の3点についてのシステムを構築する。また、「資質向上」として、『いじめマニュアル』を作成し共通の理念や対応スキルが持てるようにする。

3. 組織

本校での「いじめ防止等の対策のための組織」は、学校長をリーダーとして下記のメンバーとする。
(名称を「富原小虐め対策委員会」とする)

- (1) 構成員 1. 校長 2. 教頭(委員長) 3. 主幹 4. 生徒指導部部長 5. 養護教員 6. SC
- (2) 用途 1. 委員長の招集で行い「虐め防止」に向けての取り組みについて協議をする
2. 事例が発生した場合、当該学年(主任と担任)教諭を交えて協議をする
3. 生徒指導部部長が全体への報告・啓発を行う
4. 事例が発生した場合、委員長が教育委員会に報告し関係機関を委員会に
いれるかどうかの指示を確認する

4. 具体的措置

「いじめアンケート」を学期に2回行う。また、調査後に、「聴き取り」・「対応」・「見届け」を行う。その際に、本校独自の「いじめ対応シート」を活用して記録化し生徒指導部部長に提出する。

いじめと思われる事例については、『いじめ対策マニュアル』を参考にして対応すると共に保護者に連絡を取るような事案は、必ず教頭への報告義務を果たす。

5. 重大事態への対処

いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(年間30日を目安、又は、一定の期間連続した欠席)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合をいう。

疑いがあった場合、学校の設置者に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する。

富原小学校いじめ防止基本方針を支える条例

1. 定義・責務・基本方針

定義(第2条)

当該児童生徒が一定の人間関係のある者から「物理的・心理的」な攻撃を受けたことにより「精神的な苦痛」を感じている場合のもの(起こった場所は学校の内外を問わない)

責務(第8条)

学校及び教職員は、いじめがあると思われたら、保護者・地域住民・関係機関との連携を図りつつ、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

基本方針(13条)

学校実情に応じ、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針を定める。

2. 基本的施策

いじめの防止(第15条)

道徳教育・体験活動等の充実、自主的に行う者に対する支援、児童・保護者・教職員への啓発などを行う。

早期発見のための措置(第16条)

定期的な調査やいじめの相談を行う体制を整備する。

ネットいじめへの措置(第19条)

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進をする。

3. 組織

いじめ防止のための組織(第22条)

いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉に関する専門的な知識を有する関係機関を交えた組織を置く。

4. 具体的措置

いじめに対する措置(第23条)

いじめ防止への措置として、下記の6点を考慮する。

- ① 児童生徒の相談を受け、事実があると思われた時に在籍する学校へ通報する。
- ② 通報を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認し、その結果を学校設置者に報告する。
- ③ いじめが確認された場合は、いじめを止めさせ、再発防止に向けて被害児童・保護者への支援や加害児童への指導並びに保護者への助言を継続的に行う。
- ④ 必要に応じて、加害児童の別室学習など、被害児童が安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤ いじめの事案に係る情報を被害児童生徒や加害児童生徒の保護者が共有できるようにする。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めた場合は、所管検察と連携する。

校長及び教員による懲戒(第25条)

校長及び教員は、教育上必要があると認める時は、適切に懲戒を加える。

5. 重大事態への対処

学校の設置者又は設置する学校による対処(第28条)

下記の2点がある場合は、学校の設置者又は設置する学校は、対処及び発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、被害児童と保護者に重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑い
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされてる疑い